

山梨県公報

第二千六百六十二号

平成二十八年

十二月二十六日

月 曜 日

目 次

告 示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………九四五
 - 国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数……………九四六
 - 道路の区域変更(二件)……………九四六
 - 道路の供用開始(二件)……………九四六
- ### 公 告
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………九四七
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………九四八
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………九四八
 - シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査の実施……………九四九
 - 農用地利用配分計画の認可……………九四九
- 平成二十八年十一月三十日付号外第六十五号中……………九五四

告 示

山梨県告示第三百九十三号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一の表四十三 削除の項を次のように改める。

四十三

削除

一の表六十六 削除の項を次のように改める。

六十六

削除

一の表八十六の項中「学校法人二十一世紀平和の灯国際文化学園」を「学校法人国際環境福祉教育学院」に改め、同表百三十一の項中「甲州市塩山上於曾四四二番地五」を「甲州市塩山上於曾四四五番地一」に改め、同表二百九十五の項を次のように改める。

二百九十五

削除

一の表三百二十六の項中「山梨市万力一八三〇番地」を「山梨市上神内川一〇五〇番地」に改め、同表三百三十五の項中「甲府市幸町一四番地六」を「甲府市相生二丁目七番一号」に改め、同表三百三十七の項中「富士吉田市下吉田六丁目一番二号」を「富士吉田市小見六九〇番地」に改め、同表三百五十九の項中「甲府市丸の内二丁目一七番六号甲府信用金庫本店内」を「甲府市丸の内二丁目三三番一号甲府信用金庫本店内」に改め、同表三百七十三の項中「甲府市丸の内二丁目三二番一号」を「甲府市丸の内二丁目一四番一三号」に改め、同表に次のように加える。

四百九	平成二十八年 十二月八日	な	甲府市徳行五丁目二番二二号
四百十	平成二十八年 十二月八日	社会福祉法人たくみ 会	甲府市青沼二丁目二番一四号
四百十一	平成二十八年 十二月八日	公益財団法人山梨中 銀地方創生基金	甲府市丸の内一丁目二〇番八号
四百十二	平成二十八年 十二月八日	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピ ックス日本・山梨	笛吹市石和町広瀬七七九番地二
四百十三	平成二十八年 十二月八日	特定非営利活動法人 フードバンク山梨	南アルプス市桃園三八五番地六

山梨県告示第三百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十八条第一項の規定により、国民健康保険診療報酬審査委員会の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員の数を次のように定めたので、告示する。なお、国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数（昭和五十一年山梨県告示第七百四十五号）は、廃止する。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

国民健康保険法第八十八条第一項の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員の数は、各十三人とする。

山梨県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三七四八番地 先から 南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三七一五番一 地先まで	一七・三 四八・一	一〇・六 一七・三	一五六・四	一五六・四

山梨県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡西桂町小沼字池の頭一九四二番一 地先から 南都留郡西桂町小沼字池の頭一九二三番一 地先まで	二四・一 四一・四	一五・九 三四・二	九三・五	九三・五
南都留郡西桂町小沼字池の頭一九四〇番一 地先から 南都留郡西桂町小沼字池の頭一九二三番一 地先まで	二四・九 四〇・一		九六・〇	

山梨県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	南巨摩郡身延町車田字向田三三三 七番一地先から 南巨摩郡身延町車田字向田二二三番三 地先まで	二四八・〇	平成二十八年十二月二 十六日

山梨県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十九年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十六日

番地一	居室介護支援	番地一
事業所		

● 生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。
 平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項
有限会社グッドケア	甲府市住吉五丁目二十一番一号	有限会社グッドケア指定福祉用具貸与事業所	甲府市住吉五丁目二十一番一号	主たる事務所 の所在地 並びに事業 所の名称及 び所在地
同	同	有限会社グッドケア特定福祉用具販売事業所	同	同
同	同	有限会社グッドケア住吉居宅介護支援事業所	同	同
社会福祉法人光珠福祉会	笛吹市御坂町上黒駒二千九百六十四番地	エール二之宮居宅介護支援事業所	笛吹市御坂町二之宮千九百六十六番地二	事業所の所在地
株式会社ケアピス	中巨摩郡昭和町西条十四番地一	ケアピス訪問看護リハビリステーション	甲府市上石田二丁目三十九番二 十四号ハイツA地	事業所の名称及び所在地

有限会社小俣昌彦事務所	大月市大月町花咲百三十八番地	ケアプランライゼ	UG-1B 甲府市住吉四丁目二十三番六号	事業所の名称
社会福祉法人甲府市社会福祉協議会	甲府市相生二丁目十七番一号	甲府市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	甲府市相生二丁目十七番一号	主たる事務所 の所在地 並びに事業 所の名称及 び所在地

● 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した次の介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。
 平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の所在地
ふうがヘルスケア株式会社	甲府市西下条千六百七十七番地八	ふうが居宅介護センター	甲府市上今井町六百八十一番地十二
同	甲府市上今井町六百八十一番地十二	機能訓練型デイサービス起楽ふうが甲府北武田	甲府市武田三丁目三番三十二号
同	同	機能訓練型デイサービス起楽ふうが甲府東春日居	笛吹市春日居町小松千百十七番地二
有限会社グッドケア	甲府市住吉四丁目六番二十四号	有限会社グッドケア千塚居宅介護支援	甲府市千塚三丁目一番三十二号

同	同	事業所	同
合同会社アシスト 山梨	笛吹市御坂町栗合 二百六十九番地一	訪問介護事業所こす もす	甲府市酒折二丁目十 番二十六号ピノ・ノ ワール一A八
有限会社ユウジン 社	神奈川県横浜市港 北区篠原町九百五 十七番地一階一〇	有限会社ユウジン社 山梨事業所	南巨摩郡増穂町青柳 三百七番地サン豊栄 ビル二階

● シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査の実施

シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、公示する。
平成二十八年十二月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査の名称 山梨県シニア世代の就労に係るニーズ・実態調査
- 二 調査の目的 シニア世代が生きがいをもって働くことができる雇用形態、労働環境等の実態を把握し、及び課題を整理することにより、高齢者の社会参加及び就労の促進による介護予防及び生きがいづくりを進め、もって健康寿命の延伸につなげる。
- 三 報告を求める事項
 - 1 県民宛て調査 属性、日常の活動状況、就労状況、就労活動状況等に関する事項
 - 2 事業所宛て調査 属性、従業員採用状況、高齢者雇用に関する考え方等に関する事項
- 四 基準となる期日 平成二十九年一月一日
- 五 報告を求める者
 - 1 調査地域 山梨県全域
 - 2 調査対象
 - (一) 県内に居住する六十歳以上七十四歳以下の者から無作為に抽出した八百名

(二) 県内に所在する五人以上の常用労働者を雇用する民営事業所から無作為に抽出した千百の事業所

(三) 県内に所在する農業、観光、保育、介護及び小売に該当する民営事業所から有意に抽出した六百五十八の事業所

六 報告を求めるとともに用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

七 報告を求めると期間 平成二十九年一月十日から同月二十三日まで

● 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
平成二十八年十二月二十六日

一 農用地利用配分計画

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
原田聖司	甲府市	韮崎市龍岡町下條南割字石宮六百七十二番一外六筆	四、六三六・〇〇〇
杉山成江	甲府市	西八代郡市川三郷町大塚字上河原百四十二番一外一筆	一、九五〇・〇〇〇
小野健太郎	山梨市	西八代郡市川三郷町大塚字上河原二百四十五番一筆	九七五・〇〇〇
		山梨市牧丘町袖口字大久保千六百六十番	八〇四・〇〇〇

鈴木史彦	山梨市	山梨市上栗原字中道六百四十八番	八八〇・〇〇〇
馬場登路	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西田四千六百十四番	四一三・〇〇〇
椿田秀秋	山梨市	山梨市下神内川字杉ノ木四百十二番外三筆	二、五八五・〇〇〇
株式会社フル ーソーサー	山梨市	山梨市上岩下字牧洞山畑千三百七十五番一外四筆	二、九七二・〇〇〇
丹澤修	山梨市	山梨市中村字西田百二十九番一外一筆	二、九六二・〇〇〇
中村裕機	山梨市	山梨市江曾原字堤千百三十番一	五七八・〇〇〇
穂野今朝貴	山梨市	山梨市三富下釜口字宮ノ添北二百五十八番一外二筆	一、四九二・〇〇〇
戸泉弘雄	山梨市	山梨市上之割字梨木五百十七番外一筆	一、〇一九・〇〇〇
		山梨市上之割字唐土四百五十八番四外一筆	五七五・〇〇〇
		山梨市上之割字唐土四百七十八番二	八八八・〇〇〇
		山梨市牧丘町倉科字石田千五百八十四番外三筆	一、三六三・〇〇〇
注明	山梨市	山梨市北字中久保田九百九十五番外一筆	七七四・〇〇〇
広瀬武彦	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西平沢六千六百八十六番外一筆	一、九三〇・〇〇〇
小笠原宏	山梨市	山梨市牧丘町倉科字東平沢六千五百九番一	七四二・〇〇〇
山田稔	山梨市	山梨市大工字植田千三百六十五番外二筆	一、七二二・〇〇〇
窪田幸仁	山梨市	山梨市牧丘町窪平字反り畑二百二十七番外二筆	四二六・〇〇〇
高野茂	山梨市	山梨市中村字世利沢二百九十四番外七筆	三、九八〇・〇〇〇
有限会社菅農 塾マルニ	山梨市	山梨市上栗原字小市平千九百九十七番外一筆	三、一二五・〇〇〇
		甲州市塩山上塩後字高林四百二十九番一外十筆	四、三八一・二八〇
		甲州市塩山三日市場字石打田八十番一外一筆	三、三四二・〇〇〇
		甲州市塩山上萩原字蕨平三千八百十八番外三筆	二、三五八・〇〇〇
		甲州市塩山三日市場字屋敷添二千八百七十三番二	一、九二八・〇一一

株式会社山梨 むら	山梨市	外二筆	甲州市塩山千野字観音堂 西八百五十六番外三筆	一、九〇一・〇〇〇
有限会社山梨 フルーツライ ン	山梨市		甲州市塩山竹森字田沢八 百六十番外二筆	一、三〇五・〇〇〇
原昌仁	南アルプス市		南アルプス市西野字池尻 三千七十三番一	五二一・〇〇〇
農事組合法人 南アルプス e d	南アルプス市		南アルプス市下今諏訪字 森北二百三十六番一	七二五・〇〇〇
塚原雅樹	南アルプス市		南アルプス市桃園字西条 八百二十番一外二筆	一、八六九・〇〇〇
飯窪拓也	南アルプス市		南アルプス市下今諏訪字 金丸三百十一番一	八〇九・〇〇〇
株式会社叶屋 園芸場	南アルプス市		南アルプス市下今諏訪字 金丸三百十一番二	七五八・〇〇〇
株式会社月星 農園	南アルプス市		南アルプス市和泉字的場 七百三十四番外二筆	一、二三七・〇〇〇
			南アルプス市西野字柳原 二百九十七番一	五、二四八・〇〇〇
			南アルプス市藤田字殿田 八百五十一番一外一筆	二、八一六・〇〇〇

形見俊二郎	南アルプス市		南巨摩郡富士川町最勝寺 字奥平野二千七百六十番 一外三筆	三、二三一・〇〇〇
農事組合法人 三分一そば組 合	北杜市		北杜市長坂町小荒間字椋 畑二百二十六番	三〇四・〇〇〇
白倉孝義	北杜市		北杜市長坂町大八田字柳 新居二千四百四十一番	二、六七五・〇〇〇
農事組合法人 いずみそば組 合	北杜市		北杜市大泉町西井出字寺 所百八十六番外五筆	六、八七八・〇〇〇
浅川辰一	北杜市		北杜市大泉町西井出字小 岩清水三千八百番外四筆	九、九一九・〇〇〇
農事組合法人 玉浅	北杜市		北杜市大泉町西井出字東 原四千四百三十三番外一 筆	三、一〇一・〇〇〇
			北杜市高根町浅川字半の 木七百九十六番外二十筆	一三、九六二・〇〇〇
株式会社ザイ マックスヴィ レッジ	北杜市		北杜市小淵沢町字下深沢 九千六百三十五番一外十 七筆	一四、三九〇・〇〇〇
株式会社八ヶ 岳フルーツ農 園	北杜市		北杜市須玉町小倉字大入 四千百十七番外十五筆	一四、五一九・〇〇〇
小笠原経仁	笛吹市		山梨市江曾原字長築地道	六九七・〇〇〇

前田啓介	笛吹市	笛吹市御坂町八千蔵字諏	一、一一九・〇〇〇
石川修	笛吹市	笛吹市八代町北字堀川八百十五番	二、四六三・〇〇〇
		笛吹市八代町北字向田三千二百九十四番一	一、五六九・〇〇〇
渡辺洋幸	笛吹市	笛吹市八代町北字木瓜田三百九十九番外五筆	一、九八八・〇〇〇
風間茂美	笛吹市	笛吹市一宮町金田字奥田町七百七十五番外一筆	六八三・〇〇〇
丸山幹夫	笛吹市	笛吹市春日居町熊野堂字日向山千三百六十四番二百六十九外一筆	五五四・〇〇〇
田中育也	笛吹市	山梨市正徳寺字柳川千九百六十七番外一筆	一、三一四・〇〇〇
中村啓愛	笛吹市	山梨市正徳寺字金塚七百四十二番外三筆	三、三八六・〇〇〇
松澤英彦	笛吹市	山梨市正徳寺字金塚七百五十四番外一筆	一、四四〇・〇〇〇
清水一彦	笛吹市	山梨市正徳寺字五鉢尊五十七番外三筆	二、三二三・〇〇〇
		山梨市江曾原字長築地道下千四十六番一外二筆	一、三六二・〇〇〇
		下千四十五番一外一筆	

小田田幸紀	甲州市	山梨市水口字栗林千百三十番一外一筆	一、〇一一・〇〇〇
三森美紀子	笛吹市	甲州市塩山竹森字玉崎五千六百五十四番一外四筆	一、九二四・〇〇〇
日野原勝生	笛吹市	笛吹市春日居町桑戸字梅木田五百八十番一外一筆	一、六一五・〇〇〇
佐藤初美	笛吹市	笛吹市春日居町国府字砂原町一番外一筆	一、六九九・〇〇〇
若杉寿直	笛吹市	笛吹市春日居町鎮目字小島田二百三十三番外二筆	二、三〇一・〇〇〇
窪田巧	笛吹市	笛吹市春日居町国府字道田町十五番一	五八七・〇〇〇
飯田重治	笛吹市	笛吹市春日居町鎮目字小島田二百五十二番一	七二七・〇〇〇
角田主徳	笛吹市	笛吹市八代町竹居字岡ノ上千七百六番一外三筆	三、四八三・〇〇〇
泉博之	笛吹市	笛吹市八代町米倉字町屋八十一番	五〇八・〇〇〇
横瀬秀雄	笛吹市	笛吹市八代町米倉字大谷沢二千百七十八番外一筆	一、六三六・〇〇〇
堀内圓	笛吹市	笛吹市一宮町塩田字大新田千四百五十八番外一筆	九六六・〇〇〇
		訪原四百七十六番一	

雨宮豊明	甲州市	笛吹市石和町広瀬字前田 三百八十四番外一筆	一、九四九・〇〇〇
古屋久雄	甲州市	笛吹市石和町広瀬字前田 三百八十三番	九九五・〇〇〇
内田伸一	甲州市	甲州市塩山竹森字柿乙三 千四百六十二番外三筆	二、〇七八・〇〇〇
竹田理子	甲州市	甲州市勝沼町菱山字上ノ 原八百二十一番外二筆	二、一四四・〇〇〇
大澤秀一	甲州市	甲州市勝沼町菱山字菱久 保二千十六番外二筆	六七四・〇〇〇
河野力	甲州市	甲州市勝沼町山字小林前 千八百五十八番外二筆	一、七一〇・〇〇〇
内田健太郎	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字上天 神九十番一外四筆	七八三・〇五〇
飯島光之	甲州市	甲州市勝沼町山字立石千 三百九十五番外七筆	三、四二三・〇〇〇
山下昭治	甲州市	甲州市勝沼町中原字塚屋 二百十九番外四筆	一、三九四・〇〇〇
山川礼希	甲州市	甲州市勝沼町中原字塚屋 二百十五番外五筆	一、七六八・〇〇〇
	甲州市	甲州市塩山竹森字田沢九 百二十七番外一筆	四七五・〇〇〇

飯島喜男	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字沢 添百十二番	九七三・〇〇〇
廣瀬隆	甲州市	甲州市塩山中萩原字向久 保二百四番外一筆	五、一五六・〇〇〇
原國男	甲州市	甲州市勝沼町等々力字繪 見堂千九百八番一	六一三・〇〇〇
たのみ農園株 式会社	中央市	中央市下河東字西反甫二 千四十五番外五筆	四、八九〇・〇〇〇
内藤成美	中央市	中央市西花輪字村東百五 十一番	一、九五五・〇〇〇
	中央市	中央市町之田字熊野二百 七十一番一外一筆	一、二二二・〇〇〇
	中央市	中央市大鳥居字前田五千 八百三十一番外二筆	二、〇七六・〇〇〇
清地啓治	中央市	中央市関原字駒原七百六 十番外二筆	一、八三八・〇〇〇
平岡正史	市川三郷町	中央市大鳥居字前田八百 五十三番外六筆	一、七七二・〇〇〇
渡邊千雪	市川三郷町	西八代郡市川三郷町黒沢 字開田二百九番外二筆	一、三四一・〇〇〇
	市川三郷町	西八代郡市川三郷町大塚 字下河原九百十八番外 一筆	九七五・〇〇〇

株式会社TK ナーセリー	東京都	北杜市大泉町西井出字東 原四千六百四十三番外七 筆	五、九二七・〇〇〇
松本勝男	福島県	北杜市大泉町西井出字東 原四千六百五十二番	六一七・〇〇〇
		中央市大鳥居字横畑三千 五百七十四番外一筆	一、六三〇・〇〇〇

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地对策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日 平成二十八年十二月二十日

正 誤

● 平成二十八年十一月三十日(号外第六十五号)公布山梨県選挙管理委員会告示第六十号(収支報告書の要旨の公表)三十ページ下段中「田井 茂夫」は、「田井 成夫」の誤り。